



平成26.2.1  
**第31号**  
 公益社団法人  
**三条法人会**  
 三条市須頃1-20  
 三条商工会議所会館5F  
 TEL (0256) 35-6350  
 FAX (0256) 32-9335  
 URL  
<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>  
 発行責任者  
 総務広報委員長 成田秀雄  
 (題字 顧問 宮原松雄)

もっと、いい会社であるために。



また来たくなるくつろぎと交流の空間

## 「道の駅パティオにいがた」オープン

「道の駅パティオにいがた」は平成25年8月に見附市今町にオープンしました。

来場者への交通・地域情報の提供や休憩施設をはじめ、農産物直売所や農家レストランなどのほか、ウッドデッキや広大な芝生広場もあり、気軽に立ち寄りゆったりとくつろぐことができる交流・観光の拠点となっています。

農産物直売所「健幸めつけ」では新鮮な地元農産物と特産品を数多く揃え、農家レストラン「もみの樹」では地元農産物を活かし美味しく“健幸”につながる食を提供しています。

また、トイレはデザインや機能性ともに充実しており、一見の価値あります。

芝生広場では雄大な眺望を楽しみながらデイキャンプを満喫することができ、刈谷田川沿いでは爽快にウォーキングやサイクリングが楽しめます。

是非、お気軽にお立ち寄りください。



## 迎春 ～2014 年頭ご挨拶～



2014年の干支は、  
『甲午(きのえうま・こうご)』  
の年です。

公益社団法人三条法人会  
会長 馬場 信彦

新春のお慶びを申し上げます。

今年の干支は、31番目の組み合わせ「甲午(きのえうま・こうご)」の年です。「日本史年表」を開いて過去の同じ干支の年に何が起きたか探してみました。60年前が1954年(昭和29)、内閣総理大臣は吉田茂、衆議院議長は堤康次郎、参議院議長は河井弥八、最高裁判所長官は田中耕太郎が務めておられます。政治は政党の再編と自衛隊法が成立し、11月に民主党が結成され総裁に鳩山一郎が就任、12月に吉田内閣総辞職となり、鳩山内閣が成立しました。経済は春以来デフレが進行し株価は下落した年となりました。さらに、120年前の1894年(明治27)8月1日には清国に宣戦し「日清戦争」が勃発しました。

2014年の午年は太陽が最も上がった状態で、お昼の12時を「正午」と言いますが。エネルギーが一番出る状況にあります。乗馬に例えますと暴れ馬を乗りこなす人、落馬して大怪我をする人が出るそうです。甲午のエネルギーを大いに見据えて制御し、良い年にしたいものです。

さて、当法人会の懸案となっております、公益法人に移行後の事業運営についてであります。県との調整がつき会費の50%を公益事業に使用するという条件が20%で良いとの変更が認められました。このことにより単年度で大幅な赤字となることは今後避けられることとなりました。次期総会で会費規程の公益比率を50%から20%に変更提案することが先般の理事会で報告され承認されました。又合わせて、定款に基づく必要な規則・規程の整備も今後順次進めていくことも了承されました。

次に、平成25年度の事業実施状況のご報告を申し上げます。平成25年度税制改正実務講座、消費税改正セミナー(田上地区会・下田地区会)、3級簿記講習会、2級簿記講習会(新規事業、三条商工会議所と共催)、税の作文コンクールの実施(納税貯蓄組合事業に後援)、税の絵はがきコンクールの実施(女性部会の主管)、租税教室の開催については今年度新たに新潟経営大学で新規実施しました。税制改正要望については、例年通り、三条市長・三条市議会議員・菊田真紀子衆議院議員に要望を致しました。

最後に、今後の予定では、「事業承継税制セミナーの実施」、「26年度税制改正と消費税改正直前セミナーの実施」、「賀詞交歓会」、青年部主管・新春講演会「一般公開セミナー」の実施、「青年部・女性部合同懇談会」等を予定しています。会員の皆さまの特段のご参加をお願いし報告とさせていただきます。



新年のご挨拶

三条税務署  
署長 樋山 忠則

新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人三条法人会の皆様方におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、馬場会長をはじめとする役員及び会員の皆様方には、公益社団法人として、各種説明会、租税教室等の租税啓発活動、社会貢献活動などさまざまな活動に意欲的かつ積極的に取り組まれ、地域社会及び会員企業の健全な発展に多大な貢献をされております。こうした皆様方のご熱心な取り組みに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましても、公益社団法人としての事業活動がより一層充実したものとなりますよう、これまで以上に法人会の皆様方との連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも税務の良き理解者としてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、税務を取り巻く環境は、少子・高齢化の急激な進行、経済社会の急速なグローバル化・ICT化などにより、大きく変化しております。

このような状況の下、「社会保障と税の一体改革」により消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税率の8%への引き上げや、また、消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組として、平成25年10月1日に「消費税転嫁対策特別措置法」が施行され、総額表示義務の特例措置等が設けられるなど、国民の税に関する関心は益々高まっております。

我々税務に携わるものとして、消費税法の一部改正等さまざまな制度改正について、適切な広報・相談・指導といった施策を実施し、制度の円滑な定着に努め、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の任務をしっかりと果たすことにより、皆様からの税務行政に対する理解と信頼を更に揺るぎないものとしてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

ところで、まもなく平成25年分の所得税の確定申告が始まります。会員企業の役員並びに社員の皆様の所得税・贈与税などの申告には、積極的にe-Taxをご利用いただきますとともに、納付につきましては「ダイレクト納付」を是非ご利用いただきますようよろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、この新しい年が公益社団法人三条法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄の年となりますよう心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 関東信越国税局長表彰 (敬称略)

一般社団法人新潟県法人会連合会 理事

公益社団法人三条法人会 副会長 **小林 弘 昌**

去る10月25日、埼玉県さいたま市の「ラフレさいたま」において、多年にわたる、申告納税制度の普及発展に努められたご功績により、関東信越国税局長表彰を受彰されました。



## 合同納税表彰式 (敬称略)

「税を考える週間」行事に開催されている恒例の合同納税表彰式が11月12日、燕三条地場産業振興センターにおいて、多数の来賓、関係者の出席のもとに開催されました。法人会関係者の受賞者をご紹介します。

### 三条税務署長表彰者

永年にわたり税務行政の円滑化と納税道義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税知識の普及に尽力された方々に三条税務署長より、それぞれ表彰状が授与された。

公益社団法人三条法人会  
理事 **太田 明**



(前) 公益社団法人三条法人会  
理事 **兼古 耕一**



### ★公益社団法人 三条法人会「優良経理担当者表彰」 (順不同敬称略)

優良経理担当者に会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

○三条地区会

馬場長金物(株)  
シマト工業(株)  
加藤商事(株)  
株コロナ  
株コロナ  
株コロナ  
株ビップ  
株マルサ  
(有)すみや  
株高又製作所  
三条商工会議所

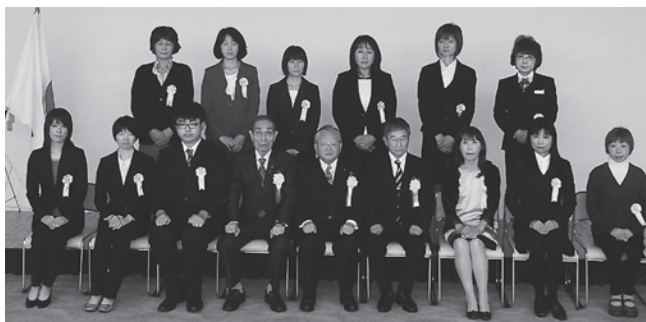
荑澤 ハナ  
鈴木佐和子  
小林亜矢子  
星野 徹  
佐藤 尚子  
佐藤 恭子  
五十嵐美智子  
渡邊 恵子  
山田 悦子  
青木 洋子  
渋谷 涼子

○見附地区会

酒井メリヤス(株) 橋本真理子  
○栄地区会  
(株)コイデエンジニアリング 杵渕由美子

○下田地区会

(株)嵐北商事 増田 恵子  
嵐北産業(株) 大竹 恵子



## 税に関する作文コンクール (公益社団法人会長賞) (敬称略)

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、公益社団法人も後援し、税に関する作文コンクールの中学生の部 優秀作品に法人会長賞が授与され、副賞と記念メダルが贈呈された。

中学生の部

三条市立 第三中学校 3年 廣川 愛菜

題名 「税の「マ・モ・ル」を守る」



## 公益社団法人 三条法人会 正副会長会議・理事会の開催



平成25年12月16日（月）、三条市旭町「二州楼会議室」において、正副会長会議並びに理事会を開催しました。

議題は、①各種規則・規約の制定について②会費に関する規程の一部改正について③その他の3件について協議を行いました。

各種規則・規約の制定については、公益法人に移行後の新定款に基づく関係規程・規約の制定が必要なことから地区会運営規則、委員会規則、青年部会規約、女性部会規約について（案）の提示があり、今後関係地区会、各部署で検討を加え次期理事会で正式提案すること

ことで承認された。

会費に関する規程の一部改正については、現規程において、会費の50%を公益事業に使用すると規定されており公益法人認可の条件となっておりました。

公益事業費が少なく、会員交流事業費が多いという事業運営となっていたため、新会計処理においては恒常的な赤字体質となっておりました。このため組織のあり方、事業実施方法を含め会計処理全体の見直しが必要となっていたところであります。

先般、県との調整・協議が整い、公益比率については「20%以上で可」との回答を得たことから、今後規程の一部変更を行い公益比率の割合を下げる事が可能となり、規程の一部改正を行うとの報告があり了承された。

このことにより、恒常的な赤字体質は避けられることとなったが、規程の改廃は総会議決を要するため、次期総会で改正案を提出することです承された。

## 租税教室の開催



当法人会では、税務当局のご協力をいただき次代を担う生徒たちに税の仕組みや税の大切さを理解して頂くため、管内高校5校で開催し税のまんが本、蛍光ペンを配布し租税教室を開催し好評を得た。又、当法人会も参画する租税教育推進協議会では、小学校31校、中学校9校でも租税教室を開催し、小学生にはDVDによる説明と税務署職員、税理士会の先生、三条地域振興局職員、市町職員からわかりやすい説明を行い好評であった。さらに、今年度から三条税務署の協力を得て、加茂市の新潟経営大学でも租税教室を実施した。

### 租税教室開催状況

#### 大学 (1校)

平成24年10月15日 加茂市 新潟経営大学 20名

#### 高校 (5校)

平成25年10月 7日	見附市	日本海星高等学校	1クラス	30名
平成25年10月 9日	三条市	三条東高等学校	8クラス	306名
平成25年10月16日	加茂市	加茂暁星高等学校	4クラス	110名
平成25年10月25日	三条市	三条高等学校	1クラス	40名
平成25年11月 6日	三条市	三条商業高等学校	5クラス	168名

#### 中学校 (9校)

三条市	第三・大崎中学校
加茂市	葵・若宮・七谷
	加茂・須田中学校
見附市	南・見附中学校

#### 小学校 (31校)

三条市	須頃・四日町・井栗・西鱈田・旭・荒沢・南・長沢・栄中央・大島・条南・飯田・森町・大崎・上林 大面・栄北・月岡小学校
見附市	新潟・葛巻・上北谷・田井小学校
加茂市	須田・加茂南・加茂西・石川・下条・七谷・加茂小学校
田上町	田上・羽生田小学校

# ～税制改正に関する提言書を地元国会議員・市長・議長へ提出～



提言書は、公益財団法人全国法人会総連合が全国の単位法人会の要望事項を県連単位で集約し、税制委員会で検討し取りまとめ、全法連の理事会の承認を経てまとめたものです。

三条法人会では、提言書を去る11月27日野崎正明副会長、外山浩玲税制委員長と事務局で國定勇人市長、熊倉均市議会議長を訪ね直接提言書を手渡し、主旨説明を伝えると共に、地方税法の関係では固定資産税の負担軽減についても要望を行った。

引き続き、菊田真紀子衆議院議員三条事務所を訪ね提言書を手渡し、併せて主旨を説明し要望を行いました。



## ～平成26年度税制改正に関するスローガン～

- まさに今。  
国・地方とも聖域なき行政改革の断行を！
- 持続可能な社会保障制度を確立し、  
国民の将来不安の払拭を！
- 中小企業の重要性を認識し  
経済活性化に資する税制措置の拡充を！
- 所得税は広く薄く負担を求め、  
努力した人が報われる税制の構築を！
- 法人実効税率は、  
欧州・アジア主要国並みの20%台に引き下げを！
- 本格的な事業承継税制を確立し、  
地域経済を支える中小企業に配慮を！
- 消費税引き上げに際しては、  
景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！
- 国と地方の役割分担を見直し、  
地方の自立・自助の推進を！
- 被災地の復興を図るため、  
税制上の対応を含めて実効性のある措置を！

### 平成26年度税制改正に関する提言(要約)

#### <基本的な課題>

##### I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

- 1 社会保障制度のあり方に対する基本的な考え方
- 2 消費税引き上げに伴う対応措置
- 3 財政健全化に向けて
- 4 行政改革の徹底
- 5 今後の税制改革のあり方
- 6 共通番号制度について

##### II. 経済活性化と中小企業対策

- 1 法人税率の引き下げ
- 2 中小企業の活性化に資する税制措置
- 3 事業承継税制の拡充

##### III. 国と地方のあり方

##### IV. 震災復興

##### V. その他

#### <税目別の具体的意見>

##### 所得税関係

- 1 所得税のあり方
  - (1) 基幹税としての財源調達機能を回復すべき
  - (2) 各種控除制度の見直し
  - (3) 個人住民税の均等割りは、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
- 2 少子化対策
- 3 金融所得一体課税の拡充

##### 法人税関係

- 1 同族会社の保留金課税制度の廃止

- 2 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲見直しは行うべきではない。

##### 相続税・贈与税関係

- 1 相続税の負担率はすでに先進諸国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 2 贈与税は経済の活性化に資するよう見直す。

##### 消費税関係

- 1 消費税の滞納防止の強化

##### 地方税関係

- 1 固定資産税の抜本的な見直し
  - ① 宅地の評価は「収益還元価格」で評価
  - ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直すべき。
  - ③ 償却資産については、非課税となる範囲を国税の中小企業の小額減価償却資産(30万円)にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき。
  - ④ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべき。

- 2 事業所税の廃止
- 3 超過課税
- 4 法定外目的税

##### その他

- 1 配当に対する二重課税の排除
- 2 電子申告の推進

## 青年部会の活動

### 租税教室



三条法人会青年部会では、今年度より租税教室に積極的に取り組むため、小学校の租税教室の講師として部会員を派遣することとし、昨年12月3日（火）、須頃小学校で開催された租税教室講師研修会を受講しました。

当日は、各市町他関係団体の受講者とともに長岡税務署の中町税務広報広聴官より、具体的な内容の組み立て、話し方、進行の仕方等実践例に基づいて具体的にわかりやすく説明を受けた。

12月17日（火）三条法人会の担当小学校として、三条市立旭小学校に outward 租税教室の講師を務めた。当日は青年部会の加藤部会長が務めクイズ、DVD等活用し45分間の講義を行った。6年生を対象とした講座だったがわかりやすい説明で好評であった。

又今年度より三条税務署と共同で新たに管内の新潟経営大学での租税教室を開催しました。今後も継続的に実施していくこととしており、小学校から大学まで、各段階別に租税教室の体制が整いました。

## 女性部会の活動

### 「セミナー&やさしい税金教室」の開催



女性部会では、「税を考える週間」行事の一環として、毎年三条税務署長、署幹部の方々をお迎えし、「やさしい税金教室」を開催している。

今年も11月13日（水）三条ロイヤルホテルで開催しました。第1部は（医）沢矯正歯科医院の澤秀一郎医院長より「全てを変えうる女性の力」と題して講演をいただいた。人間の生き方4パターン、笑いの効用、今すぐ出来る実践等具体例を示しながら大変示唆に富んだ話を聞くことができました。

した。

さらに、第2部は、三条税務署長の樋山忠則氏より「税金よもやま話」と題し税務署広報誌の私たちの身近な税パンフレットに基づき詳細な説明を聞いた、その後の座談会では部会員からの忌憚のない意見質問に対し丁寧な説明を受け、大変意義ある意見交換ができました。



### 見附市社会福祉協議会にタオルの寄贈



女性部会（高頭洋子部会長）では、地域社会貢献活動の一環として、去る11月29日見附市の社会福祉法人見附市社会福祉協議会に高頭部会長、荒井キク副部会長、事務局の4名がタオル800本、手ぬぐい40本を持参、今野輝男会長に手渡した。女性ならではの心遣いが大変うれしいです、ありがたく使用させていただきますと、感謝の言葉を頂きました。

## 企業訪問



# 賀茂料理 天神屋

### 【会社の概要】

- 社名 (有)天神屋会館
- 代表者 代表取締役 酒井 藤男
- 住所 〒 959-1356 新潟県加茂市秋房 1-29  
電話 0256-52-8160 FAX 0256-53-3178
- 資本金 500 万円
- 従業員数 6 名
- 事業内容 割烹・仕出し・祝い事・法事・ランチ  
宴会・クラス会・出張パーティー etc

天神屋は若宮の里山を借景にした加茂川沿いにあります。

大正初期加茂片平町（現・若宮町）にて鮮魚商・桑の葉の仲買を行ったのが始まりです。昭和58年に2代目・酒井十二が現在の秋房に新店舗、割烹・総合結婚式場として「天神屋会館」の営業を始めました。

平成25年、創業100余年を迎え外観、内観改装にあたり小京都加茂を意識しました。

ロビーには桑の木で出来た大きめの囲炉裏を置き、二階の一室は大正ロマン風に古材を利用した小屋組あらかわしの部屋、一室は格天井の明るく格式のある部屋にし、二部屋とも漆喰仕上げにし、無垢のぬくもりを感じる部屋にしました。両部屋からは、加茂川の眺めが良く、八幡の杜や遠くは弥彦山に沈む夕日が綺麗に臨む事が出来ます。

他にゆったりとした大広間、年輩の方にやさしい掘り炬燵式の部屋、2・3名様限定の酒樽を利用した茶室風の部屋と、趣向を凝らし、お客様の宴にふさわしい、美味しく、趣のある一時を過ぎて頂けるように心がけています。



### 縁尋機妙……天神屋のモットー

（良い縁が良い縁を織りなす）

賀茂料理とは長寿食・祝いの料理、四季の恵みが沢山ある料理です。



ユネスコの無形文化財に指定される日本食を自信を持って皆様にご提供したいと思っています。

人と人とのつながり、新潟の四節と食物との出会い、老若男女・地域を大切にして食を通じて皆様のお役にたてる会社を目指しています。

心和らぐ別邸がここにある

加茂で一番八幡の杜と加茂川が綺麗に見える料亭です。

# 生きる ~ 健康法・趣味~



## 「米と食糧」

株式会社 エイ・アンド・アイ  
代表取締役 五十嵐 清 様

最近農業が注目され日本の食料事情がよく語られているが、元々食糧とは、人間が生きていくうえで一番大切であるものなのに、今まではあまり重要なものとして考えられてこなかったのではないかな。

終戦を境に日本の経済復興はすばらしく工業化に伴う農村からの都市部への人口流出などで消費する食糧の増産運動、日本中で1000万トンの生産目標、しかし増産は工業化と所得の向上により小麦加工食品の消費拡大、もちろん輸入食糧の増大、食生活の洋風化と日本型食文化から西洋型の食文化へとすりかえられて日本人としての固有の之化もなくなりグローバル化された戦略の中に埋もれてしまったような気がする。

米は日本に入って早くも6000年前~4500年前迄に西日本に広がり、水田を中心に集落ができ、小国家を形成し今の和民族の元となり日本という国家が2000年前頃に出来ている。

話は逸れたが3000~4000年前の水田から80年前の水田迄、農作業の形態はほとんど変わらず牛馬を使いながら水田(土地)を耕して出来た長い歴史がある。ところが昭和30年代から特に農業に第一次工業化の波が押し寄せ食糧増産運動となり、化学肥料の投入、病被害の発生を防ぐとして農薬の大量の使用が始まった。

又、作業性の向上として農業の機械化が始まり生産性の向上も図られました。そして今、農薬による多くの健康上の問題も発生してきました。私は仕事の中で食養生の勉強を行い本来の人間の食を学んだ時、現代の食の中に命の繋がりが切断されている事に大変驚かされました。只々食事といっても表面は便利になってはおりますが人間がある程度の酸化の極限を超えると色々な病気に成り、それに伴い医療費の多額な出費が発生し国家予算までが影響されてしまうとんでもない現象が本来の姿ではない形で現れています。

次世代への担い手の問題、人としての本来の食事の意味又食文化はどうして出来てきたのかが語ればきりが無いのですが、もっと自分の生産物に自信の持てる経済性だけでなく、本来作物をどうして自分たちは食べているのか?という本当に素朴な事なのですがもっともっと考える時ではないでしょうか、そして生命を繋ぐ食事を行い、本来の食糧、農業問題をみんなで考えて下さい。



## 大切な言葉

嵐北産業(株)  
代表取締役 刈屋 哲 様

私はなにかの節目になると思い出す言葉があります。

中学時代の3年間柔道をやっていました。道場の入り口には『礼に始まり礼に終わる』『精力善用』の2枚の額。三年生になって選手になれました。皆で強くなりたくて練習もしましたし、積雪のグラウンドを走ったりしました。我校は当時なかなか強く、団体戦・個人戦ともに連戦連勝に近い戦績が続いたと覚えています。

ただ私達選手の間で気になる問題点が出てきました。それは試合時のユニフォームです。相手校は試合用胴着を持っていて、胸や肩口や腕に、緑・黄・赤色の糸で校章校名がバッチリと刺繍してあるカッコイイ物でした。

私達のそれは普段どおりの練習着。白い長方形の木綿布に墨で校名を書いてもらって縫い付けただけの物です。県大会の前に顧問の先生に「僕達の試合着も他と同じようにカッコイイ物にしたい」みたいなお願いをしました。すると先生は『おまえ達は柔道着や格好で柔道をやっているのか。まして親が手造りしてくれた校名名札が恥ずかしいと言うのか!そんな考えで柔道をやっているなら大会に出る必要はない。出場を辞退しろ。』と、とても厳しく叱られました。

時代は変わり、時は流れ、歳だけは重ねてきましたが、節目節目であの時叱られたことが思い出され、その意味の深さをいまだに理解しきれないでいる自分を反省しています。

遠くにおられる師に感謝して、これからも過ごしていきたいと思います。



## 編集後記

新年おめでとうございます。新しい年の初め、会員の皆様におかれましては如何お過ごしでしょうか。

一昨年末の衆議院選挙、昨年夏の参議院選挙で自民党が大勝し、ねじれ国会が解消されました。またアベノミクスが一定の評価をされていますが、まだまだ地方では好況感が漂っていないとの声も多々聞かれます。そんな中で今年4月より消費税率が8%へ引き上げられます。三条法人会としましても迅速に関連税務情報等をお伝えすることで、会員の皆様のお役にたてればと思います。

まだまだ寒い日々が続きます、お体に十分お気をつけられてお過ごしください。本年もよろしくお願いたします。  
(総務広報委員長 成田秀雄)



事業者の皆さんへ

## 消費税法等改正のお知らせ

消費税（地方消費税を含む。）の税率が  
平成26年4月1日から8%<sup>(※)</sup>になります。

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税  
の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率  
ごとに区分しておく必要があります。

**総額表示義務の特例が設けられています。**

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁 検索



## 印紙税法等改正のお知らせ

### 1 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長及び拡充

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されます。

また、平成 26 年 4 月 1 日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。詳細は、国税庁ホームページ等でご確認ください。

### 2 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていますが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、受取金額が 5 万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

#### 「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が、その受領事実を証明するために作成し、その引渡者に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」、「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらに、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

#### 印紙を誤って貼ったときは

印紙税として定められた金額を超えた収入印紙を文書に貼ってしまった場合や印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄の税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより、印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等のように取引の相手方に交付する文書の場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を確認する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。



◆国税庁ホームページでは、税に関する情報等を提供しています。

税に関する質問については、「タックス・アンサー（よくある税の質問）」をご利用ください。

国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)



# 法人会のビジネスガード *Series* **Business Guard**



**会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション**  
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

- 政府労災の上乗せ補償制度 **アットワーク ハイパー任意労災**
- 企業向け第三者賠償保険 **企業賠償保険STARS (スターズ)**
- 火災と地震災害に備える **プロパティガード+地震対策プラン**
- 個人情報の漏洩事故対策 **個人情報漏洩対策プラン**

**AIU損害保険株式会社**  
URL:<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

**新潟支店**

〒951-8068  
新潟県新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2 大同生命ビル7階  
TEL.025-223-6231 FAX.025-228-7256  
(受付時間：午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。  
「地震対策プラン」につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

今年も法人会の  
福利厚生制度の普及を通じ、  
会員企業とその家族の皆様  
に安心をお届けしてまいります。  
本年も何卒  
よろしくお願ひ申し上げます。



(引受保険会社)

**Aflac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

新潟支社  
〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代4-4-27 新潟テレコムビル4F  
TEL 025-243-0660  
法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**  
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



死亡保障

高度障害保障

傷害後遺障害保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

手術保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業承継相談費用保障

# 色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※

幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

法人会会員のみなさまに

## 経営者 大型総合保障制度

### 企業保障プラン 総合型V

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

---



大同生命

新潟支社三条営業所/三条市林町2-1-24  
TEL 0256-33-3045



AIU 保険会社

新潟支店/新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1214-2  
(大同生命ビル7F) TEL 025-223-6231

◎この資料は平成 25 年 3 月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

[F-24-1039(平成25年2月25日)]